測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R7JHJ-241-GSIMAP61096号

山形県鳥獣保護区等位置図

令和８年度

この図面は保護区等の位置を示したものです。区域が明確に判別できないときは、標識を確認するとともに地元の狩猟者等にたずねて、誤りのないように狩猟してください。

狩猟者の皆さんへ

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」等関係法令を守りましょう。

1. 狩猟をするときは、「狩猟者登録証」と「銃砲所持許可証」を必ず携帯し、「狩猟者記章」を胸部又は帽子に必ず付けてください。
2. 鳥獣保護区、公道、自然公園特別保護地区、社寺境内、墓地では狩猟をすることはできません。この位置図をよく見て、鳥獣保護区などがあるかどうかよく確かめてください。
3. 柵などに囲まれている区域や作物のある区域で狩猟する場合は、占有者の承諾を得なければなりません。
4. 国有林野内で狩猟を行うときは、事前に管轄する森林管理署へ入林届を出しましょう。
5. 特定猟具使用禁止区域では特定猟具を使用して捕獲することはできません。
 特定猟具使用禁止区域(銃)には、特定猟具使用禁止区域(銃)または銃猟禁止区域の標識が設置されております。その区域では、銃猟をすることはできません。
 銃猟のできる時間は日の出から日の入りまでです。
6. 狩猟鳥獣捕獲禁止区域では一部の狩猟鳥獣を除いて狩猟をすることができません。凡例を確認してください。
7. １日あたりの捕獲制限を守りましょう。
8. **４月30日までに狩猟者登録証と狩猟鳥獣捕獲報告票を必ず交付を受けた総合支庁に返納してください。**返納しない場合には罰則が科せられる場合があります。

その他下記の事項に注意して狩猟を行いましょう。

1. ハンターとしてのマナーを守りましょう。狩猟者と出会ったら、お互いにあいさつをしましょう。
2. 標識（足環）のついた鳥獣を捕獲、または取得したときは、鳥獣の種類、性別、捕獲（取得）日時、捕獲（取得）場所を記し、標識とともに総合支庁に提出してください。

狩猟鳥獣の種類及び狩猟期間

種　　類	1日当たりの捕獲制限数	狩猟期間
マガモ・カルガモ・コガモ・ヨシガモ ヒドリガモ・オナガガモ・ハシビロガモ ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモ クロガモ	合計５羽 （カモ・鳥猟連絡票と合わせて） （カモ・鳥猟連絡票と合わせて） （カモ・鳥猟連絡票と合わせて）	
エゾライチョウ	2羽	
コジュケイ	5羽	
ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）	合計２羽	
キジ		
ヤマシギ・クサシギ	合計５羽	11月15日から
ホンバト	10羽	2月15日まで
カワウ・ヒヨドリ・ニュウナイスズメ スズメ・ムクドリ・ミヤマガラス ハシボソガラス・ハシブトガラス・タヌキ キツネ・ノイヌ・ノネコ・テン（亜種ツシマテンを除く。）・イタチ（オスに限る。） シベリアイタチ・エゾクロテン・フイネ・アライグマ ヒグマ・ツキノワグマ・ハクビシン ダイワンスジリス・スミートリア ユキウサギ・ノウサギ	制限なし	
イノシシ・ニホンジカ	制限なし	11月15日から 3月31日まで

ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）のメス及びキジのメスの（亜種コウライキジを除く。）は、捕獲又は殺傷が禁止されています。
ウスリー川、平成25年度以降、ゴイサギ・バンは令和４年度以降、狩猟鳥獣から除外されました。
令和４年度からカモ類の狩猟期間が変更（変更後の狩猟期間：11月15日から２月15日まで）されました。

山形県鳥獣行政機関一覧表

名　　称	住　　所　　等
山形県村山総合支庁環境課	〒990-2492 山形市旅籠町2－19－68 TEL 023－621－8426
山形県最上総合支庁環境課	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 TEL 0233－29－1285
山形県置賜総合支庁環境課	〒992-0012 米沢市金池7－1－50 TEL 0238－26－6035
山形県庄内総合支庁環境課	〒997-1292 東田川郡三川町大字横山字袖渕19－1 TEL 0235－66－5705
山形県環境エネルギー部みどり自然課	〒990-8570 山形市松波2－8－1 TEL 023－630－3404

※計算基準地点：山形市（資料提供：国立天文台）

（イノシシ・ニホンジカに限る）

年　月　日	日の出	日の入	年　月　日	日の出	日の入
令和９年２月16日	6:29	17:17	令和９年３月15日	5:51	17:45
17日	6:27	17:18	16日	5:49	17:46
18日	6:26	17:20	17日	5:48	17:47
19日	6:25	17:21	18日	5:46	17:48
20日	6:24	17:22	19日	5:45	17:49
21日	6:22	17:23	20日	5:43	17:50
22日	6:21	17:24	21日	5:42	17:51
23日	6:20	17:25	22日	5:40	17:52
24日	6:18	17:26	23日	5:39	17:53
25日	6:17	17:27	24日	5:37	17:54
26日	6:16	17:28	25日	5:35	17:55
27日	6:14	17:29	26日	5:34	17:56
28日	6:13	17:30	27日	5:32	17:57
令和９年３月１日	6:11	17:31	28日	5:31	17:57
2日	6:10	17:32	29日	5:29	17:58
3日	6:09	17:33	30日	5:28	17:59
4日	6:07	17:34	31日	5:26	18:00
5日	6:06	17:35			
6日	6:04	17:36			
7日	6:03	17:37			
8日	6:01	17:38			
9日	6:00	17:39			
10日	5:58	17:40			
11日	5:57	17:41			
12日	5:55	17:42			
13日	5:54	17:43			
14日	5:52	17:44			

令和８年度狩猟期間中における「日の出」「日の入」時刻

※計算基準地点：山形市（資料提供：国立天文台）

年　月　日	日の出	日の入	年　月　日	日の出	日の入	年　月　日	日の出	日の入	年　月　日	日の出	日の入
令和８年11月15日	6:19	16:27	令和８年12月12日	6:45	16:19	令和９年１月８日	6:55	16:35	令和９年２月４日	6:41	17:04
16日	6:20	16:26	13日	6:46	16:19	9日	6:55	16:36		6:40	17:05
17日	6:21	16:25	14日	6:47	16:19	10日	6:55	16:37	6日	6:39	17:06
18日	6:22	16:25	15日	6:48	16:19	11日	6:55	16:38	7日	6:38	17:07
19日	6:23	16:24	16日	6:48	16:20	12日	6:55	16:39	8日	6:37	17:08
20日	6:25	16:23	17日	6:49	16:20	13日	6:55	16:40	9日	6:36	17:10
21日	6:26	16:23	18日	6:50	16:20	14日	6:54	16:41	10日	6:35	17:11
22日	6:27	16:22	19日	6:50	16:21	15日	6:54	16:42	11日	6:34	17:12
23日	6:28	16:22	20日	6:51	16:21	16日	6:54	16:43	12日	6:33	17:13
24日	6:29	16:21	21日	6:51	16:22	17日	6:53	16:44	13日	6:32	17:14
25日	6:30	16:21	22日	6:52	16:22	18日	6:53	16:45	14日	6:31	17:15
26日	6:31	16:20	23日	6:52	16:23	19日	6:53	16:46	15日	6:30	17:16
27日	6:32	16:20	24日	6:53	16:23	20日	6:52	16:47			
28日	6:33	16:20	25日	6:53	16:24	21日	6:52	16:48			
29日	6:34	16:19	26日	6:54	16:24	22日	6:51	16:49			
30日	6:35	16:19	27日	6:54	16:25	23日	6:51	16:50			
令和８年12月１日	6:36	16:19	28日	6:54	16:26	24日	6:50	16:51			
2日	6:37	16:19	29日	6:54	16:26	25日	6:49	16:53			
3日	6:38	16:19	30日	6:55	16:27	26日	6:49	16:54			
4日	6:39	16:18	31日	6:55	16:28	27日	6:48	16:55			
5日	6:40	16:18	令和９年１月１日	6:55	16:29	28日	6:47	16:56			
6日	6:40	16:18	2日	6:55	16:30	29日	6:46	16:57			
7日	6:41	16:18	3日	6:55	16:30	30日	6:46	16:58			
8日	6:42	16:18	4日	6:55	16:31	31日	6:45	16:59			
9日	6:43	16:18	5日	6:55	16:32	令和９年２月１日	6:44	17:01			
10日	6:44	16:18	6日	6:56	16:33	2日	6:43	17:02			
11日	6:45	16:19	7日	6:56	16:34	3日	6:42	17:03			

※日の出、日の入りの時刻は、日付及び地点によって異なるので、新聞等で必ず確認し狩猟をしてください。

凡例

- 国有林
- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 狩猟鳥獣捕獲禁止区域
- 特定猟具使用禁止区域
- 指定猟法禁止区域
- 自然公園
- 自然公園特別保護地区

1:100,000 (1cm=1km)

特定猟具使用禁止区域一覧表

番号	禁止区域名	所在地	面積(ha)	存続期間	使用を禁止する特定猟具の種類
①	中　　郷	寒河江市、大江町	111	令和13.10.31まで	銃
②	徳　　良　　湖	尾花沢市	157	〃	銃、わな
③	坂田少年自然の家	飯豊町	44	〃	銃
④	半　　向	鶴岡市	146	〃	〃
⑤	田　麦　俣	鶴岡市	1,450	〃	〃
⑥	堰　　田	新庄市	210	〃	〃
⑦	白水川ダム	東根市	45	〃	〃
⑧	田　　沢	大石田町	66	〃	〃
⑨	白　　水　　川	東根市	136	令和14.10.31まで	〃
⑩	大　　蕪　　川	米沢市	55	令和12.10.31まで	〃
⑪	椿　　原	飯豊町	138	〃	〃
⑫	新鶴子ダム	尾花沢市	78	〃	銃、わな
⑬	的　　川	山形市、上山市	1,135	〃	銃
⑭	馬見ヶ崎白川	山形市	1,132	令和15.10.31まで	〃
⑮	境　川　治　い	山形市、上山市、山辺町	1,899	令和11.10.31まで	〃
⑯	白　　竜	南陽市	24	〃	〃
⑰	愛　　宕	山形市	113	〃	〃
⑱	外内島ヨ目	鶴岡市	105	〃	〃
⑲	落合・寺　津	山形市、天童市、中山町	195	令和９.10.31まで	〃
⑳	船　　町	山形市	15	令和11.10.31まで	〃
㉑	長　　岡	米沢市	93	〃	〃
㉒	白　　倉	朝日町	104	〃	〃
㉓	西　　向	米沢市	15	〃	〃
㉔	宮　　川	上山市	221	〃	〃
㉕	立　　谷	山形市、天童市	492	令和10.10.31まで	〃
㉖	川　　内	庄内町	88	〃	〃
㉗	寺	酒田市	156	〃	〃
㉘	寒河江ダム	西川町	810	令和14.10.31まで	〃
㉙	前川ダム上流	上山市	48	令和９.10.31まで	〃
㉚	寒河江川	寒河江市、西川町	855	令和14.10.31まで	〃
㉛	上郷ダム	朝日町	135	令和９.10.31まで	〃
㉜	若　　木	東根市	22	〃	〃
㉝	湖	尾花沢市	10	〃	銃、わな
㉞	大　谷　地	新庄市	237	〃	銃
㉟	日　　山	最上町	443	〃	〃
㊱	万　　力	米沢市	1,762	〃	〃
㊲	岩　ノ　沢	鶴岡市	172	〃	〃
㊳	吹	酒田市	230	令和10.10.31まで	〃
㊴	前川恵川	上山市	132	令和18.10.31まで	〃
㊵	古	南陽市	109	令和14.10.31まで	〃
㊶	庄内空港	鶴岡市、酒田市	1,915	令和15.10.31まで	〃
㊷	赤　　川	鶴岡市	321	令和18.10.31まで	〃
㊸	狩　　川	庄内町	130	令和15.10.31まで	〃
㊹	貫	天童市	〃	令和17.10.31まで	〃
㊺	山	大蔵村	235	〃	〃
㊻	飯豊少年自然の家	飯豊町	422	〃	〃
㊼	樋	真室川町	350	〃	〃
㊽	愛宕山公園	白鷹町	146	〃	〃
㊾	酒	酒田市、遊佐町	4,830	令和15.10.31まで	〃
㊿	藤	鶴岡市	94	令和17.10.31まで	〃
(51)	鳥	村山市	260	令和15.10.31まで	〃
(52)	希望が丘	西郷、飯豊町	112	〃	〃
(53)	神	酒田市、遊佐町	697	〃	〃
(54)	当	山 遊佐町	75	〃	〃
(55)	月　　光	山 遊佐町	153	令和15.10.31まで	〃
(56)	在原川ダム	上山市	83	〃	〃
(57)	舟	長井市	379	〃	〃
(58)	深	白鷹町	228	〃	〃
(59)	横　　根	酒田市、庄内町	229	〃	〃
(60)	三	三川町	159	令和14.10.31まで	〃
(61)	大	天童市	400	〃	〃
(62)	大	東根市	485	〃	〃
(63)	十　里	酒田市	251	令和15.10.31まで	〃
(64)	板　　橋	尾花沢市、大石田町	15	令和15.10.31まで	〃
(65)	井	新庄市、鮭川村	210	〃	〃
(66)	黒	小国町	91	〃	〃
(67)	小　出　迫	酒田市、庄内町	134	〃	〃
(68)	今	大石田町	130	令和17.10.31まで	〃
(69)	中　　平	酒田市	38	令和18.10.31まで	〃
(70)	大	大江町	123	令和９.10.31まで	〃
(71)	南	南陽市	57	令和15.10.31まで	〃
(72)	酒田錦町	酒田市	87	令和９.10.31まで	〃
(73)	場　　身	庄内町	25	令和14.10.31まで	〃
(74)	秋	真室川町	329	〃	〃
(75)	長　　沼	鶴岡市、三川町	131	令和18.10.31まで	〃
(76)	内	三川町	17	令和11.10.31まで	〃
(77)	飛　鳥　沼	酒田市	19	〃	〃
(78)	柳　　丸	鶴岡市	55	令和10.10.31まで	〃
(79)	虚空蔵山	上山市	46	令和12.10.31まで	〃
(80)	関	山形市	61	〃	〃
(81)	鳥上川河公園	寒河江市、中山町	173	令和13.10.31まで	〃
(82)	大沢川・大丸川	村山市	127	〃	〃
(83)	鳥上ヨ牧場	新庄市、鮭川村	260	〃	〃
(84)	スルス沢	舟形町	23	〃	〃
(85)	太田・中　通	新庄市	174	令和14.10.31まで	〃
(86)	七　十　目	長井市	13	〃	〃
(87)	宮　　崎	南陽市	17	〃	〃
(88)	七　ケ　丘	鶴岡市	235	〃	〃
(89)	桜　ケ　丘	鶴岡市	422	〃	〃
(90)	鶴　　舞	鶴岡市	60	〃	〃
(91)	三　　荒	庄内町	159	〃	〃
(92)	つるみ石花	上山市	16	令和15.10.31まで	〃
(93)	鳥	村山市	16	令和18.10.31まで	〃
(94)	山　　元	天童市	16	〃	〃
(95)	横　　代	鶴岡市	518	〃	〃
(96)	滝　ノ　目	山辺町	39	令和17.10.31まで	〃
(97)	鳥上川中山緑地	中山町	51	〃	〃
(98)	深	東根市	518	〃	〃
(99)	元　　泉	河北町	80	令和10.10.31まで	〃
(100)	下　田　地　区	新庄市	154	〃	〃
(101)	和　　田	鶴岡市	18	〃	〃
(102)	鬼　　面	米沢市、川西町	55	令和11.10.31まで	〃
(103)	大	鮭川村	42	令和13.10.31まで	〃
(104)	小　　倉	上山市	16	令和14.10.31まで	〃

指定猟法禁止区域一覧表

番号	名　　称	所　在　地	面積(ha)
①	上部ダム上流部銀目野	尾花沢市	57
②	面　　白　　鳥	酒田市、庄内町	281

※指定猟法：鉛散弾を使用する猟法

鳥獣保護区一覧表

番号	重・特	設定区分	名　　称	所　在　地	面積(ha)	存続期間
①	重指定	※	大鳥朝日	長井市、西川町、朝日町、小国町	28,677 (4,561)	令和16.10.31まで
②	〃	〃	最上川河口	酒田市	1,537	令和17.10.31まで
③	〃	〃	大山上池・下池	鶴岡市	23	令和９.10.31まで
④	県指定	※	飯　豊　山	小国町、飯豊町	17,286 (1,286)	令和19.10.31まで
⑤	〃	森	神　室	新庄市、金山町	6,824 (1,824)	令和14.10.31まで
⑥	〃	森	金　峰	鶴岡市	523	令和16.10.31まで
⑦	〃	森	善　寺	米沢市	6,187	令和14.10.31まで
⑧	〃	森	千眼寺裏	米沢市	184	令和15.10.31まで
⑨	〃	森	飛　島	酒田市	276	令和14.10.31まで
⑩	〃	森	鳥　海	酒田市、遊佐町	7,116 (1,116)	令和21.10.31まで
⑪	〃	森	蔵　王	山形市、上山市	5,444 (1,444)	令和20.10.31まで
⑫	〃	森	桂　谷	鶴岡市	393	令和９.10.31まで
⑬	〃	森	御　所	尾花沢市	1,221 (221)	令和15.10.31まで
⑭	〃	森	摩　耶	鶴岡市	2,235 (235)	〃
⑮	〃	森	大　井　沢	西川町	576	令和18.10.31まで
⑯	〃	森	大　鳳	大蔵村	1,949	〃
⑰	〃	森	田　麦　俣	鶴岡市	5,896	〃
⑱	〃	森	八　向　山	新庄市、戸沢村	568	令和16.10.31まで
⑲	〃	森	小　国（小国町）	小国町	148	〃
⑳	〃	森	白　川	飯豊町	1,960	〃
㉑	〃	森	岡　山　井　岡	鶴岡市	75	〃
㉒	〃	森	立　谷　沢	庄内町	1,804	令和10.10.31まで
㉓	〃	森	月　山	西川町	7,611 (611)	令和15.10.31まで
㉔	〃	森	大　願　森	大江町	806	〃
㉕	〃	森	柴　倉	小国町	1,881	令和19.10.31まで
㉖	〃	森	温　海　岳	鶴岡市	510	令和15.10.31まで
㉗	〃	森	今　神	戸沢村	642	令和20.10.31まで
㉘	〃	森	高　坂	真室川町	2,406	令和21.10.31まで
㉙	〃	森	本地山野川	舟形町	2,235	令和11.10.31まで
㉚	〃	森	羽　黒	鶴岡市	329	令和14.10.31まで
㉛	〃	森	黒　山	大蔵村	1,090	令和19.10.31まで
㉜	〃	森	愛　染　神	白鷹町	1,737	〃
㉝	〃	森	大　平	白鷹町	726	令和11.10.31まで
㉞	〃	森	野　々　村	真室川町	174	令和14.10.31まで
㉟	〃	森	睦　隣　山	上山市	899	令和18.10.31まで
㊱	〃	森	千　歳	山形市	68	令和16.10.31まで
㊲	〃	森	出羽三森	天童市	112	〃
㊳	〃	森	東沢公園	村山市	460	令和16.10.31まで
㊴	〃	森	高　館	鶴岡市	931	〃
㊵	〃	森	清　川	庄内町	49	〃
㊶	〃	森	大　沼	山形市、山辺町	345	令和12.10.31まで
㊷	〃	森	三　瀬	鶴岡市	120	令和22.10.31まで
㊸	〃	森	東　山	新庄市	320	令和14.10.31まで
㊹	〃	森	徳　良　湖	尾花沢市	40	〃
㊺	〃	森	左　沢	大江町	74	令和９.10.31まで
㊻	〃	森	鵜　海　の　森	酒田市	456	令和14.10.31まで
㊼	〃	森	黒　滝	酒田市	88	〃
㊽	〃	森	田　麦　野	天童市	35	令和12.10.31まで
㊾	〃	森	鮎　ケ　丘	鶴岡市	550	令和10.10.31まで
㊿	〃	森	碁　点	村山市	384	令和13.10.31まで
(51)	〃	森	大　花	小国町	340	令和14.10.31まで
			計　51　カ　所		106,717	

凡例　（ ）は特別保護地区の面積

※ 大規模生息地の保護区　◎ 希少鳥獣生息地の保護区
森 森林鳥獣生息地の保護区　集 集団繁殖地の保護区
渡 集団渡来地の保護区　● 身近な鳥獣生息地の保護区

狩猟鳥獣捕獲禁止区域一覧表

番号	名　　称	区分※	所　在　地	面積(ha)	存続期間
①	蔵　　王	山	山形市	950	令和10.10.31まで
②	山寺雨呼山	山	山形市 天童市	4,061	令和10.10.31まで
③	関	山	東根市	2,699	令和12.10.31まで
④	神	里	最上町	5,382	令和14.10.31まで
⑤	最　　鬼	平	最上町	1,809	令和14.10.31まで
⑥	愛　　宕	山	山形市	536	令和16.10.31まで
⑦	小	国	小国町	1,182	〃
⑧	東	栄	尾花沢市	1,610	令和17.10.31まで
			計　8　カ　所	18,239	

※区分①イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマを除く。

注）この地図に用いている地域メッシュの図面は、行政管理作成による標準地域メッシュ（１次地域メッシュ）であるが、便宜上コード番号の上１桁を次の略号で表示した。
A（5633）　B（5640）　C（5733）　D（5740）　E（5833）　F（5840）

GISMAP　山形県鳥獣保護区等位置図　令和８年度
北栄測図株式会社　仙台支店　電話：022-208-6160